

個人番号カード交付申請書は
通知カードと一緒に届きます

●法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁じられています。また記録事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

●この通知カードを指押された方は、お手続きですが、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】群馬県マイナンバーセンター ☎027-898-6203

●この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は市町村に返納しなければなりません。

通知カード
個人番号 0123 4567 8901
氏名 前橋 花子
住所 前橋市長宛 A123456789
平成5年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月09日

●個人番号カード交付申請書

郵送で個人番号カードを申請する場合の申請書です。必要事項を記載し、顔写真を添付して同封の返信用封筒に入れて返送してください。

●オンライン申請用QRコード

個人番号カードをオンラインで申請するためのQRコードです。スマートフォンなどで自分の顔写真を撮影して申請できます。

申請方法など詳しくは同封のパフレットをご覧ください。

24 個人情報保護の
意見を募集します

証明書のコンビニ交付を目的に、特定個人情報を扱うシステムの保守を再委託するため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更案を作成しました。この案へのパブリックコメント（意見募集）を実施。寄せられた意見は、本市の考え方と併せて各閲覧場所で公表します。

期日＝12月1日(火)まで

閲覧場所・意見書式の配布＝〈①住民基本台帳事務〉市役所市民課 〈②税情報事務〉市役所市民課 〈①②共通〉市役所情報公開コーナー、各支所・市民サービス

センター・公民館・コミュニティセンター、市立図書館、前橋プラザ元気21内にぎわい商業課・証明サービスコーナーで。本市ホームページにも掲載しています

意見書の提出＝12月1日までに所定の用紙に記入し、〈①〉市役所市民課（☎027-898-6102）へ郵送で。またはファクス（027-243-3906）か✉siminka@city.maebashi.gunma.jp で〈②〉市役所市民課（☎027-898-6202）へ郵送で。またはファクス（027-224-1321）か✉siminzei@city.maebashi.gunma.jp で〈①②共通〉各閲覧場所へ直接

パブリック
コメント

●マイナンバー

この番号が、あなたのマイナンバーです。この用紙は番号を確認するためのもの。身分証明にはならないので、必要な人は公的身分証明にもなるプラスチック製の「個人番号カード」を申請してください。

●個人番号カード
交付申請書

郵送で個人番号カードを申請する場合の申請書です。必要事項を記載し、顔写真を添付して同封の返信用封筒に入れて返送してください。



●オンライン申請用
QRコード

個人番号カードをオンラインで申請するためのQRコードです。スマートフォンなどで自分の顔写真を撮影して申請できます。

1人に1つ。マイナンバー
通知カードが簡易書留で届きます
便利な個人番号カードも申請開始

11月末までに、住民票がある全ての人に、マイナンバーが記載された通知カードと個人番号カード交付申請書を簡易書留で郵送します。

問い合わせは 市民課 ☎027-898-6172

■通知カードは確実に受け取って

配達時に不在だった場合は、不在票から再配達依頼をするか、郵便局に直接取りに行くなどして確実に受け取ってください。郵便局に返戻された通知カードの保管期間は約1週間。その後は、市役所で約3カ月間保管します。市役所で本人が通知カードを受け取る時は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類が必要です。

■身分証明には個人番号カード

通知カードは身分証明には使えません。身分証明には、個人番号カードを利用してください。初回の交付は無料です。希望する人は、通知カードと同

封されている個人番号カード交付申請書（左図のとおり）に必要事項を記入し、本人の顔写真を貼付して同封の封筒で申請してください。

■個人番号カードは手渡しで交付

個人番号カードの申請をした人には来年1月以降、交付通知書を順次送付。交付窓口は市役所市民課か大胡・宮城・粕川・富士見支所のいずれかが指定されます。受け取りには、交付通知書と通知カード、運転免許証など顔写真付きの本人確認書類の用意を。なお、個人番号カード交付時にパスワードを設定。その際、通知カードや住基カードは返納してください。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

住民票の
住所に
届きます

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

- 外国語対応（英・中・韓・スペイン・ポルトガル語）
- 制度に関すること ☎0570-20-0291
- 通知カードなどに関すること ☎0570-064-738



税の申告などに
マイナンバー



来年1月1日(金)からマイナンバー制度が始まると、市税の申告や届け出などの書類にマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。手続き時には、個人番号カードか通知カードと運転免許証など顔写真付きの本人確認書類の用意を。会社などに勤めている人は、事業主から番号の提供を求められます。これにより税負担がより公平になり、行政手続が簡素化されます。

主な書類と開始時期 Ⅱ（各税の減免申請、固定資産税の非課税・償却資産の申告など）来年1月1日から（個人市県民税申告・給与支払い報告）来年中の給与・所得分の申告から（事業所税申告）来年1月1日から始まる課税期間の申告から

問い合わせは
資産税課 ☎027-898-6216
市民税課 ☎027-898-6203